

○成田市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例

平成25年3月21日

条例第10号

(設置)

第1条 本市は、子育て家庭の支援及び子どもの健全な育成に資するため、子育て支援センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 子育て支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
成田市子ども館	成田市加良部3丁目3番地1
成田市三里塚なかよしひろば	成田市三里塚2番地
成田市公津の杜なかよしひろば	成田市公津の杜4丁目8番地

(開所時間等)

第3条 子育て支援センターの開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は休所することができる。

区分			開所時間	休所日
成田市 子ども 館	1 階	ふれあい ひろば	午前9時か ら午後7時 まで	(1) 毎月第3水曜日 (2) 1月1日から1月3日ま で及び12月29日から12月 31日まで(以下「年末年始の 休日」という。)
	2 階	なかよし ひろば	午前9時か ら午後4時 30分まで	(1) 月曜日(その日が国民の 祝日に関する法律(昭和23年 法律第178号)に規定する休 日(1月1日を除く。以下「祝 日法による休日」という。)に 当たるときは、火曜日とする。) (2) 年末年始の休日
成田市三里塚なかよしひ ろば				(1) 每月第4月曜日(その日 が祝日法による休日に当たると きは、その日後においてその日 に最も近い祝日法による休日以 外の日とする。) (2) 年末年始の休日
成田市公津の杜なかよし ひろば				

(令5条例30・一部改正)

(事業)

第4条 成田市子ども館は次に掲げる事業を、成田市三里塚なかよしひろば及び成田市公津の杜なかよしひろばは次に掲げる事業のうち第1号から第4号まで及び第6号に掲げるものを行う。

- (1) 乳幼児が自由に遊べる場の提供に関すること。
- (2) 子育てについての相談及び助言に関すること。
- (3) 保護者相互の交流の支援に関すること。
- (4) 子どもの世代を超えたふれあい及び交流の支援に関すること。
- (5) 小中学生（義務教育学校の児童生徒を含む。）及び高校生の居場所づくりの推進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、子育て支援センターの設置の目的を達成するため必要な事業

（平28条例50・一部改正）

(使用対象者)

第5条 成田市子ども館のふれあいひろばを使用できる者は、本市に住所を有する18歳未満の者及びその保護者とする。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。

2 子育て支援センター（成田市子ども館のふれあいひろばを除く。）を使用できる者は、本市に住所を有する未就学児童及びその保護者とする。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。

(使用の制限等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、子育て支援センターの使用を制限し、又は中止させることができる。

- (1) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とする事業その他これに類するものであるとき。
- (3) 子育て支援センターの施設、設備、備品等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子育て支援センターの管理運営上支障が生じるおそれがあるとき。

(使用料)

第7条 子育て支援センターの使用料は、無料とする。

(原状回復の義務)

第8条 子育て支援センターを使用する者は、子育て支援センターの使用を終了したとき（第6条の規定により使用の中止があったときを含む。）は、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第9条 子育て支援センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特

別の事情があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
(成田市子ども館の設置及び管理に関する条例の廃止)
- 2 成田市子ども館の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第25号）
は、廃止する。

附 則（平成28年12月21日条例第50号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月13日条例第30号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。